

議案第133号

福岡市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、須崎公園を拠点文化施設と一体的に整備することに伴い、利用料金制度を導入する等の必要があるによる。

福岡市公園条例の一部を改正する条例

福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「又は第6項」を「の許可（別表第1の3に掲げる公園に係るものを除く。）又は同条第6項」に、「別表第1の3」を「別表第1の4」に改める。

第10条第1項中「別表第1の4」を「別表第1の5」に改める。

第23条の2第2項第5号中「第23条の7」を「第23条の8」に改める。

第23条の9を第23条の10とし、第23条の6から第23条の8までを1条ずつ繰り下げる。

第23条の5第1項第2号中「第23条の3第3項各号」を「第23条の4第3項各号」に改め、同条を第23条の6とする。

第23条の4を第23条の5とし、第23条の3を第23条の4とし、第23条の2の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第23条の3 第4条第1項の許可（別表第1の3に掲げる公園に係るものに限る。）を受けた者からは、別表第1の4に定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金（以下「利用料金」という。）を徴収する。

2 指定管理者は、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときも、また同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。

- 4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することがある。
- 6 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。附則に次の見出し及び2項を加える。

(指定管理者の不在等の期間における利用料金の取扱い)

- 5 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合その他指定管理者が不在等となつた場合には、指定管理者が不在等となつた日(以下この項において「基準日」という。)から新たに指定管理者を指定する日の前日又は管理の業務の停止を命じた期間が終了する日までの間については、市長は、第23条の3第1項及び第4項の規定にかかわらず、基準日前に指定管理者が定めていた利用料金の額に相当する額を使用料として、同条第1項に規定する者から徴収する。
- 6 市長は、前項の場合において、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料を減免することができる。

別表第1の4を別表第1の5とする。

別表第1の3中「公園使用料」の次に「又は利用料金」を加え、

「 使 用 料 」

を「 金 額 」に改め、同表を別表第1の4とし、別表第1の2の次に次の1

表を加える。

別表第1の3

公園名	須崎公園
-----	------

別表第2須崎公園野外音楽室の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から附則第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後のこの条例による改正後の福岡市公園条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の3に掲げる公園の利用についてこの条例による改正前の福岡市公園条例（以下「改正前の条例」という。）第6条の2の規定により使用料として徴収された金銭は、改正後の条例第23条の3第1項の規定により利用料金として徴収されたものとみなす。

（施行日前における利用料金の額の承認等）

3 指定管理者は、この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後の改正後の条例別表第1の3に掲げる公園の利用に係る利用料金の額について改正後の条例第23条の3第2項の規定の例により市長の承認を受けることができる。

4 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。

（指定管理者の指定の特例）

5 改正前の条例第23条の3の規定にかかわらず、附則第3項からこの項までの規定の施行の日以後最初に改正後の条例別表第1の3に掲げる公園の指定管理者を指定する場合には、市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定した民間事業者を指定することができる。